

厚生労働大臣が定める揭示事項

2024年10月1日現在

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

1. 入院基本料に関する事項

◆療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）

当院の医療療養病床(35床)は、療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）(20対1)の届出を行っております。病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。6人以上の看護補助者が勤務しています。

【時間帯毎の看護配置は以下のとおりです】

8:00 ~ 17:00	看護職員1人当たりの受け持ち人数は6人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち人数は6人以内です。
17:00 ~ 8:00	看護職員1人当たりの受け持ち人数は18人以内です。
17:00 ~ 22:00	看護補助者1人当たりの受け持ち人数は12人以内です。

2. 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合にもその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

3. 当院は敷地内全面禁煙です

4. 九州厚生局長への届出に関する事項

当院は、下記について九州厚生局長に届出を行っております。

◆基本診療料の施設基準に係る届出

- 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）・療養病棟療養環境加算1
- 医療DX推進体制整備加算 ・診療録管理体制加算3
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準

◆特掲診療料の施設基準に係る届出

- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）[告示注3（初期加算）]
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）[告示注3（初期加算）]
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）[告示注3（初期加算）]
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 導入期加算1
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
上記に関する専門的な治療体制を有している
協力医療機関の名称：光晴会病院、虹ヶ丘病院
- がん治療連携指導料 ・がん性疼痛緩和指導管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料26

◆その他

- 入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）
- 酸素単価

■生活習慣病管理料の施設基準に係る院内揭示

当院では患者さんの状態に応じ、
・28日以上長期の処方を行うこと
・リフィル処方せん発行すること
のいずれの対応も可能です。
※なお、対応可能かは病状に応じて医師が判断致します。

■医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報（薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報）を取得・活用して診療を行っております。

■医療DX推進体制整備加算について

当院では医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。
オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

■情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療を行っております。初診の場合、向精神薬など一部薬剤が投薬できない場合があります。また、患者さんの状況に応じて対面診療をお勧めする場合がありますので、ご了承ください。

5. 入院時食事療養について

◆ 入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温で提供しています。

(1) 入院時食事療養（入院時生活療養対象者以外）

【入院時食事療養の標準負担額(窓口負担)】

区分		食費（1食）
一般所得者	難病患者、小児慢性特定疾患患者以外	490円
	難病患者、小児慢性特定疾患患者	280円
低所得者	90日以内	230円
	90日超	180円

(2) 入院時生活療養（療養病床に入院する65歳以上の患者）

【入院時生活療養費の標準負担額(窓口負担)】

食費は1食当たり 居住費は1日当たり		右記以外の患者		厚生労働大臣が定める患者 (医療の必要性の高い者)		指定難病患者		
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	
低所得以外		490円	370円	490円	370円	280円	0円	
70歳未満	70歳以上							
低所得者	低所得者Ⅱ	90日以下		230円		230円		230円
		90日超				180円		180円
	低所得者Ⅰ		140円	110円	110円			
高齢福祉年金受給者		110円	0円	110円	0円	110円		
境界層該当者								

・低所得者Ⅱ：世帯主及び国民健康保険加入者全員が、住民税が非課税である世帯に属する方が対象の区分です。

（世帯主には他の医療保険に加入している世帯主を含む。）

・低所得者Ⅰ：世帯主及び国民健康保険加入者全員が、住民税が非課税で、前年の所得がない

（公的年金控除額を80万円として計算します。）世帯に属する方が対象の区分です。

6. 保険外負担に関して

当院では、特別療養環境室、文書料等につきましては、使用に応じた実費のご負担をお願いしております。

◆ 特別室の療養環境の提供（室料差額料金について）

（消費税込み）

区分	部屋番号	1日あたりの料金	設備
個室	211号室	5,000円	バス、トイレ、テレビ、電話、冷蔵庫

※病状等により、医師が指示した場合はこの限りではありません。

◆ 予防接種、文書料については別紙掲示をご覧ください。

◆ その他保険外負担に係る費用については別紙掲示をご覧ください。

7. 指定医療等

- ・ 被爆者一般疾病医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 結核予防法指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：腎臓に関する医療
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 労災保険二次健診等給付医療機関
- ・ 難病指定医
- ・ 身体障害者福祉法指定医
- ・ 生活保護法指定介護機関